

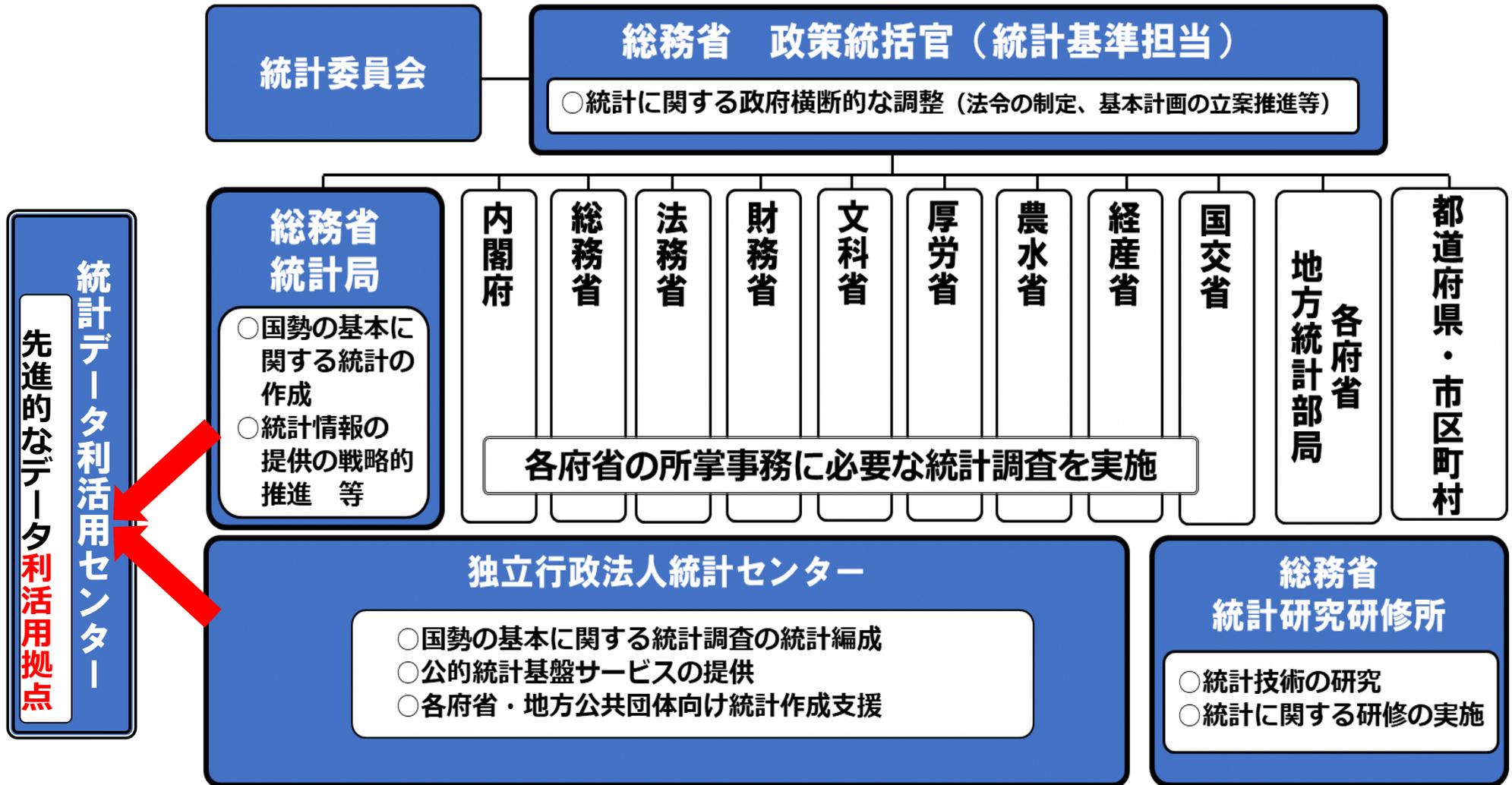
公的統計マイクロデータの オンサイト利用について

2020年3月

谷道 正太郎

総務省統計局・独立行政法人統計センター
統計データ利活用センター

統計データ利活用センターについて



マイクロデータ（調査票情報）とは

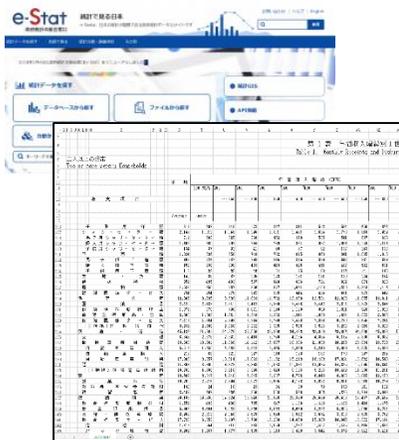
総務省など国の行政機関で実施した統計調査の結果は、ホームページ（政府統計の総合窓口 e-Stat）等を通じて広く一般の方にご利用いただいています。

このような調査結果の提供に加え、公益性のある学術研究等にご活用いただくため、**調査対象の秘密の保護を図った上で、世帯単位や事業所単位といった集計する前の個票形式のデータ**を提供しています。

この個票形式のデータを**マイクロデータ（調査票情報）**と言います。

マイクロデータ（調査票情報）を用いることで、研究者の方々は、より自由で多様な分析を行うことが可能となるため、新たな発見につながることを期待されます。

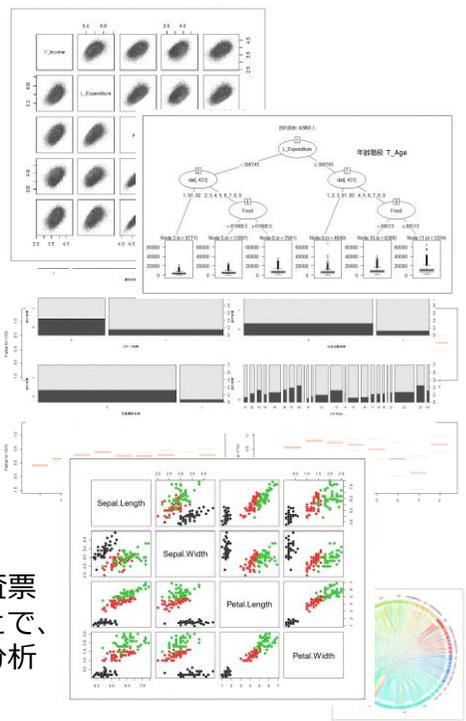
マイクロデータ（調査票情報）のイメージ



行政機関による
集計・公表

	Weight	Y_Income	L_Expendi	Food	Housing	LFW	Furniture	Clothes	Health	Transport	Education
895.2667	3917	201649	47756	16028	9652	6702	8088	726	21546	0	
895.2667	6675	166381	34054	7416	26313	17062	6989	7637	20773	0	
895.2667	6706	259736	84501	1927	10082	6741	5090	11015	53372	0	
895.2667	2790	114511	41664	730	22358	5413	1205	5049	17411	0	
895.2667	2577	193505	56981	3779	28747	4812	4243	751	16435	0	
895.2667	3452	152109	34924	3418	8131	4164	6970	4247	47698	0	
895.2667	3233	136900	49956	203	15429	3659	22843	4365	8684	0	
895.2667	9252	192439	68882	2832	23042	2598	5714	2052	37006	0	
895.2667	2359	138415	53591	753	13072	5140	1786	5416	11593	0	
895.2667	2059	79179	32853	14134	7977	3017	2364	1607	7630	0	
895.2667	2324	243835	60528	28118	16392	4652	10759	37060	17666	0	
895.2667	4524	241539	104433	5253	40637	7711	13833	3853	43003	0	
895.2667	4415	207854	95504	7687	13801	19702	7239	3939	9547	0	
895.2667	4162	185110	59798	565	12146	14552	12301	2486	26726	0	
895.2667	16647	219935	81572	3704	21164	4944	10282	6573	7103	0	
977.1795	6760	176625	43112	5013	11780	1697	3008	4836	12295	848	
977.1795	6614	130803	32336	3149	14723	21002	12075	3447	24273	140	
977.1795	6849	395294	66755	9524	19962	19777	10598	7398	56370	80	
977.1795	6813	284803	86655	13479	15121	22966	1134	3649	84535	551	
977.1795	6595	260459	46614	1646	15044	6415	16207	3709	76074	69	

※データは擬似データです



マイクロデータ（調査票情報）を用いることで、より自由で多様な分析が可能になります。

行政機関は、マイクロデータ（調査票情報）を集計して、調査結果を作成しています。調査結果は、「政府統計の総合窓口（e-Stat）」等を通じて公表・提供しています。

<https://www.e-stat.go.jp/>

統計法制度の改正について

統計法及び独立行政法人統計センター法の 一部を改正する法律案の概要

統計改革推進会議（議長：内閣官房長官）の「最終取りまとめ」（平成29年5月）を踏まえ、統計の改革として、公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、行政機関等の責務等の規定設置、調査票情報の提供対象の拡大、統計委員会の機能強化、独立行政法人統計センターの業務の追加等の措置を講ずる。

1. 改正の概要

(1) 統計法の一部改正

① 行政機関等の責務等の規定設置

行政機関等が基本理念にのっとり公的統計を作成する責務や公的統計の作成に関し関係者等の協力を得るなどの努力義務を設けるとともに、基幹統計を作成する行政機関の長から協力要請を受けた関係者等の要請に応じる努力義務を設ける。

② 事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる調査の範囲等の拡大

総務大臣が整備している事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる範囲について、公的統計の全ての作成主体が行う事業所に関する統計を作成するための調査に拡大する。

③ 調査票情報の提供対象の拡大

調査票情報の提供対象について、情報保護を徹底しつつ、学術研究の発展に資する統計の作成等を行う者等に拡大するとともに、提供した調査票情報を用いて作成された統計等の公表に関する規定を整備する。

④ 統計委員会の機能強化

統計委員会の所掌事務に、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の調査審議、公的統計基本計画の実施状況に関する勧告等を追加するとともに、統計

改正統計法

⇒令和元年5月1日施行

③ 調査票情報の提供対象の拡大

調査票情報の提供対象について、情報保護を徹底しつつ、学術研究の発展に資する統計の作成等を行う者等に拡大するとともに、提供した調査票情報を用いて作成された統計等の公表に関する規定を整備する。

2.

委員会の所掌事務に係る改正規定等は公布日)

マイクロデータ（調査票情報）の提供について

法的根拠（統計法）		利用できる者（統計法施行規則）		提供方法
第33条 第1号	公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等	公的機関等が利用する場合	無料	磁気媒体・ オンサイト
第33条 第2号		<ul style="list-style-type: none">・ 公的機関等が委託又は共同して調査研究を行う者・ 公的機関等が公募の方法により補助する調査研究を行う者・ 行政機関等が政策の企画・立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等を行う者		

統計法制度の改正により、提供範囲が拡大（令和元年5月から施行）

【新設】 第33条の2	相当の公益性を有する統計の作成等	学術研究の発展に資する統計の作成等を行う者 <ul style="list-style-type: none">・ 大学等、公益社団法人又は公益財団法人（公益目的事業に限る）が行う調査研究・ 大学等に所属する教員が行う調査研究・ 大学等、公益社団法人又は公益財団法人が公募の方法により補助する調査研究 高等教育の発展に資する統計の作成等を行う者	有料	オンサイト
-----------------------	------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	--------------

マイクロデータ（調査票情報）の提供について（ガイドライン）

【調査票情報の提供に関するガイドライン】

<改正のポイント>

- 法第33条の2に基づく調査票情報の提供条件である「相当の公益性を有する統計の作成等」（規則第19条）の要件及び例示を明記
- 上記による調査票情報の提供は、より厳格な情報保護を図る観点から、原則としてオンサイト利用を前提

● 「相当の公益性を有する統計の作成等」の要件及び例示

利用要件（規則）	確認書類（判断要素）	利用者等の範囲	
学術研究	(1) 大学等・公益法人が行う調査研究	・調査研究に調査票情報が必要であることを示す文書 ・公益事業であることを示す文書 ・当該機関の研究実績	申出者は大学等・公益法人 利用者は当該機関に所属する職員（利用者は必要最小限）
	(2) 教員等が行う調査研究	・当該機関の長の承認や倫理委員会の審議を経る等組織としての裏書 ・当該教員の学位や研究実績（査読付き論文等）を示す文書	大学等に所属する教員（教授、准教授、助教、講師及び助手）（利用者は必要最小限）
	(3) 大学等・公益法人が公募により補助する調査研究	・当該補助を示す文書の写し ・調査研究の概要に関する資料	申出者は補助を受けた者（利用者は必要最小限）
	(4) 特別な事由	・特別な事由を示す文書（例示としてポスドク等の研究者の場合、教員等に準じる旨記載）	必要最小限の者（ポスドク等の研究者を例示）
高等教育	・調査票情報が必要であることを示す文書（高等教育機関として承認されているもの） ・当該教育の概要に関する資料	申出者は高等教育機関又は当該機関に所属する教員（利用者は教員及び学生）	

（注） 調査研究を第三者に委託する場合又は第三者と共同して行う場合、委託又は共同研究契約書等を追加

制度改正について

調査票情報等の利用、提供等に関する
統計法の改正について

平成 30 年 4 月

調査票情報等の利用、提供等に関する法制研究会

近年、ICT の発展に伴うデータ処理・分析能力の高度化や、客観的な証拠に基づく政策立案・学術研究の必要性の高まり等に対応し、統計調査への国民の信頼が損なわれないように留意しつつ、調査票情報の更なる有効活用を図ることとする

制度改革について（続き）

調査票情報の提供対象を拡大するに当たっては、統計調査への国民の信頼を損なわないよう、拡大された提供を受けた者にも守秘義務を課すこととするとともに、調査票情報の利用の透明性確保及び利用の成果（調査票情報の利用により作成された統計等）を広く社会に還元して活用促進を図る観点から、

- ①調査実施者は、調査票情報を提供したときは、調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称や提供した調査票情報に係る統計調査の名称等を公表し、
- ②調査票情報の提供を受けた者は、作成した統計や行った統計的研究の成果を遅滞なく調査実施者に提出し、
- ③調査実施者は、提出された統計又は統計的研究の成果等を公表することとする

制度改革について（続き）

○調査票情報等の保護

法（略）では、行政機関の長等に対して調査票情報等の適正な管理が義務付けられ、（略）、調査票情報等の提供を受けた者に対して適正な管理が義務付けられている。これについては、他の情報保護法制でも、現行の法と同様、具体的な適正管理義務の内容を指針等で規定している例もあるが、これについては、国民の信頼を確保するため、今般、調査票情報の提供を受けた者の適正管理義務の具体的な内容を総務省令で定めることとする。

○手数料徴収対象の追加

学術研究の発展に資する統計の作成等を目的とする者等へ調査票情報を提供する新たな類型を導入するに当たり、この調査票情報の提供も、（略）一私人の要求に対して役務を提供するものであることから、本提供制度を利用しない者との間の負担の公平性を確保するため、受益者負担の原則に立ち、被提供者から手数料を徴収することとする。

オンサイト利用の概要

イメージ

- ◆ 利用者窓口
- ◆ 利用申出・分析結果提供時の審査
- ◆ データ・システムの管理 等を担当

各府省
(総務省統計局等の調査実施部局)

- ◆ 調査票情報を収録
- ◆ 統計センターに利用者窓口等、所要の関連業務を委託

オンサイト施設

専用サーバ

オンサイト施設

SINET等
(VPNサービスを利用)

管理者

独立行政法人
統計センター
(中央データ管理施設)

仮想PC

仮想PCを遠隔操作

利用者

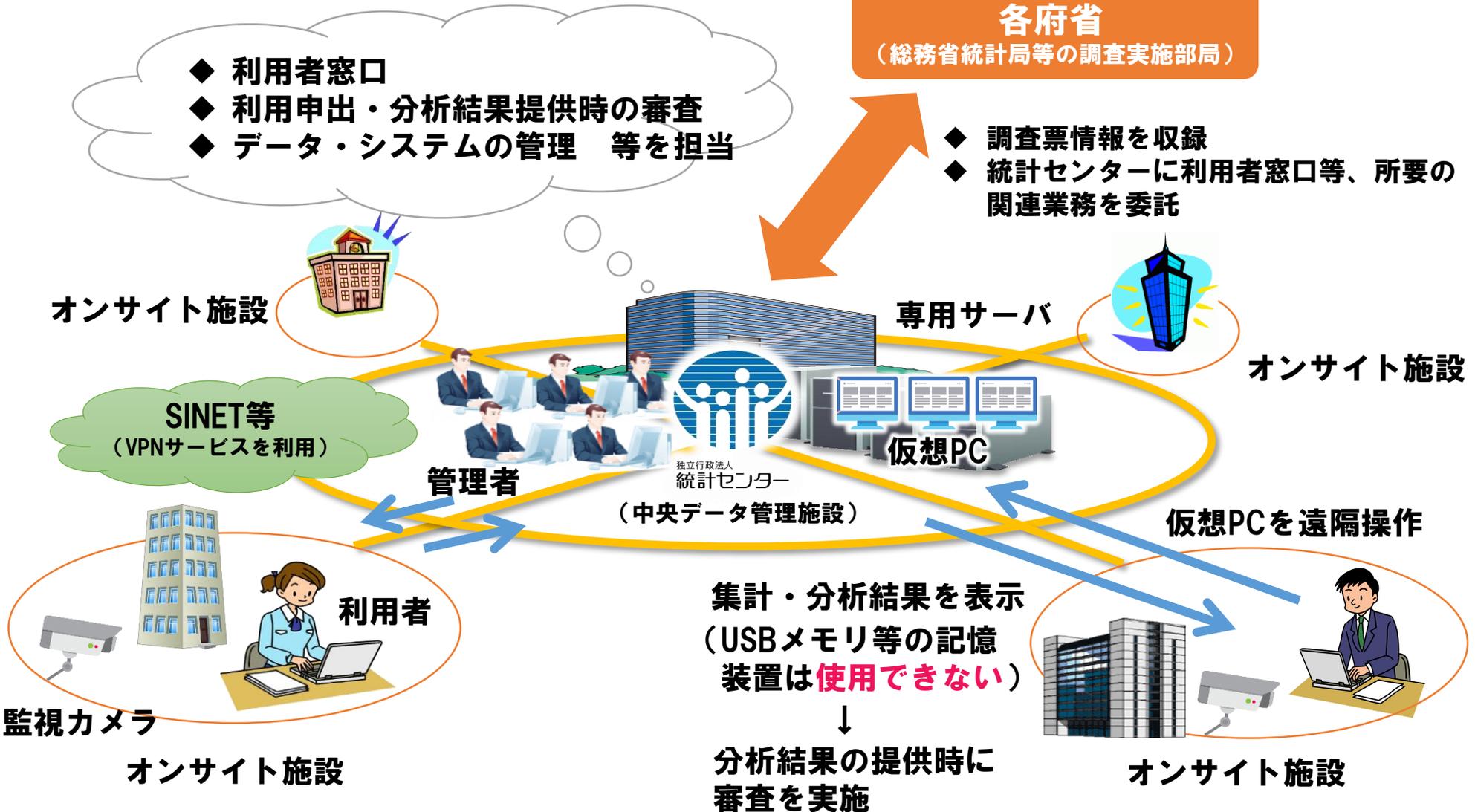
集計・分析結果を表示
(USBメモリ等の記憶
装置は**使用できない**)

↓
分析結果の提供時に
審査を実施

監視カメラ

オンサイト施設

オンサイト施設



オンサイト施設（例）



（入退室管理や監視カメラを備えた専用室）

オンサイト施設におけるマイクロデータの活用

イメージ

オンサイト施設



シンクライアント端末

すべての調査項目を利用した探索的、創造的な分析・研究を行うことが可能。

- 新潟大学
- 滋賀大学
- 京都大学
- 大阪大学
- 神戸大学
- 統計データ活用センター

- 一橋大学
- 多摩大学
- 情報・システム研究機構
- 群馬大学
- 統計局・統計センター



(令和2年3月時点)

遠隔操作

仮想PCの画面のみを転送

SINET等を活用した専用線による接続

(インターネットに接続できない)

- SINET
全国の大学、研究機関等を結ぶ学術情報ネットワーク
(国立情報学研究所が構築、運用)

- シンクライアント端末
ユーザーが使用する端末の機能は必要最小限にとどめ、サーバー側で処理を行う仕組み

中央データ管理施設

仮想PC



仮想PCサーバ

調査票情報

専用線による接続

統計データ利活用センター(和歌山)

審査



登録



管理



等運用管理業務

マイクロデータ（調査票情報）の新たな提供（利用）形態

DVD等による提供

- 利用条件** 高度な公益性を有する研究目的での利用であること
- 申出先** 統計調査を所管している各府省の担当
- セキュリティ** セキュリティの確保全般について**研究者が対応**する
- 申請内容** **分析内容（作成する統計表等）**をあらかじめ行政機関に申出る
- 利用データ** 調査票情報のうち、分析に必要な**最小限の調査事項**に限り提供される



探索的・創造的研究が
困難



今後（オンサイト利用）

- 利用条件** 高度な公益性を有する研究目的での利用であること又は**学術研究等の目的の利用**であること※
- 申出先** 統計データ利活用センター
・（独）統計センター
- セキュリティ** 施設のセキュリティ確保については**施設設置者が対応**する
- 申請内容** **分析の“概要”**だけをあらかじめ行政機関に申出る
- 利用データ** 利用目的の範囲で、調査票情報の**全ての調査事項**の提供を受けることが可能

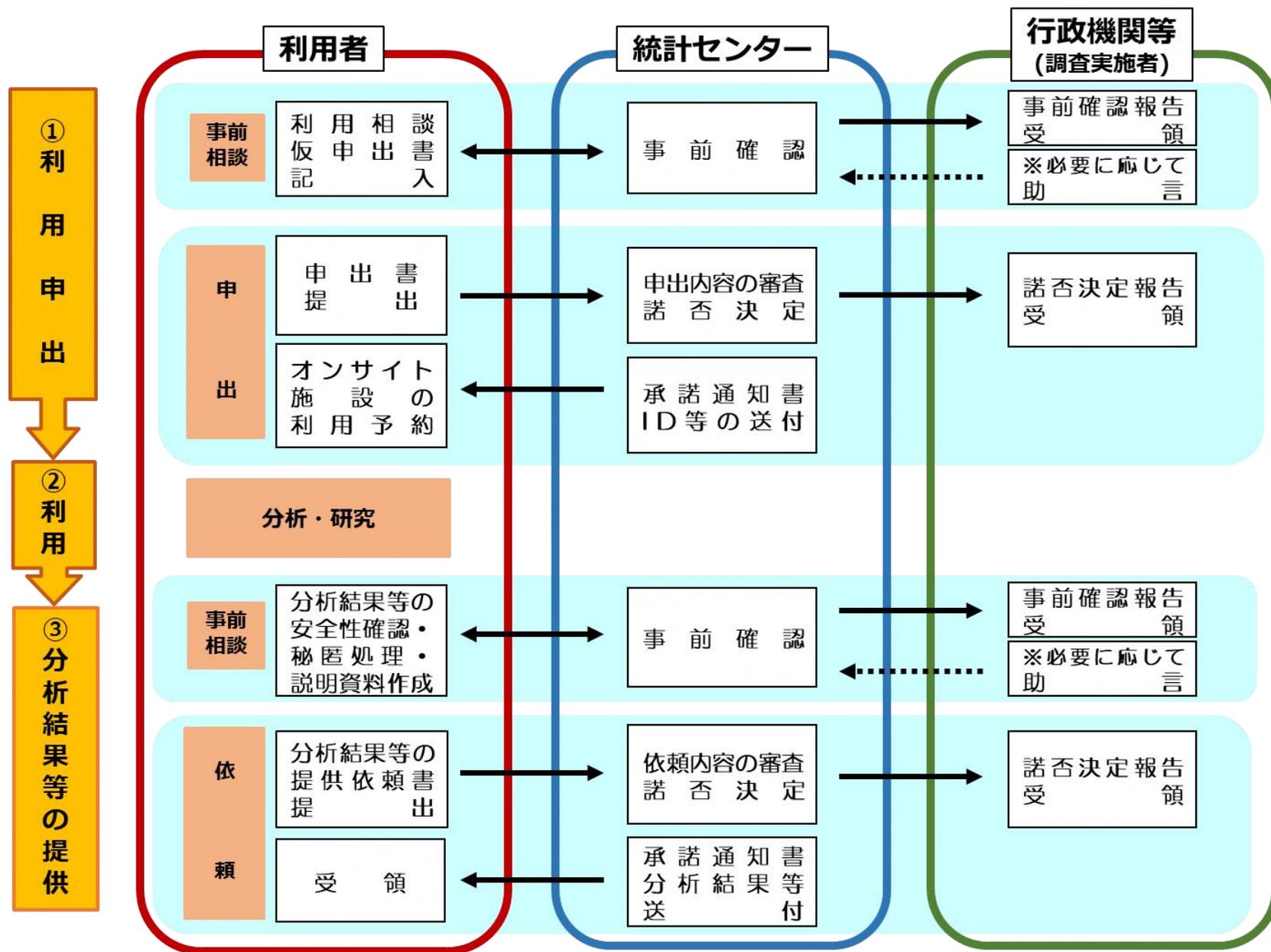


探索的・創造的研究が
可能



※「学術研究等」とは、大学等、公益社団法人又は公益財団法人（公益目的事業に限る）が行う研究、大学等に所属する教員が行う研究などが該当します。
学術研究等の目的で利用する際は有料となります。

オンサイト利用の流れ



(参考) オンサイト利用の流れ

イメージ

オンサイト施設

研究室等

統計データ利活用センター (独)統計センター

5 調査票情報を用いて研究・分析



※学術研究目的で利用可能



利用者PC
シンクライアント



監視カメラ

入退管理のされた
セキュアな専用室

1 調査票情報の利用申出

1 調査票情報の利用申出

3 承諾通知

6 分析結果等の提供依頼

8 承諾通知
分析結果等の送付

9 利用成果の報告
(府省あて)

2 内容審査



法令との
適合性

審査合格

審査結果通知

必要に応じて助言

所管府省

7 提供審査



秘匿性

審査合格

審査結果通知

必要に応じて助言

4 利用登録・データ登録



管理者

4 調査票情報を格納

入退管理のされた
セキュアな事務室

7 研究・分析結果 レポート等の取り出し

専用線

中央データ管理施設 (データセンター)



調査票
情報

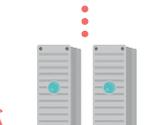
SINET等



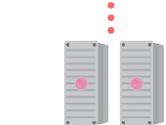
認証サーバ等



仮想PCサーバ



ファイルサーバ



DBサーバ

厳重なセキュリティが確保された民間のデータセンター

- 入退館システム
- 複数系統電源・複数通信回線引き込み
- 24時間警備
- 無停電電源装置（冗長化）
- 耐震・免震
- 自家発電装置等（冗長化）など

マイクロデータ利用 ポータルサイト



mi ri po

マイクロデータ利用ポータルサイト



検索

ホーム

マイクロデータ利用

利用実績

お問い合わせ

サイトマップ

統計調査結果 をより 広く活用 いただくための

miripo

マイクロデータ 利用のための ポータルサイト

新着情報

一覧を見る

2019-06-28 **オーダーメイド** 平成30年家計消費状況調査（総務省）の提供を開始しました。

2019-05-01 **お知らせ** ミクロデータ利用ポータルサイトを開設しました。

令和元年5月より 国の調査票情報等の利用制度が変わりました

> 制度改正について（二次的利用）（PDF：375KB）

マイクロデータ利用 ポータルサイト

www.e-stat.go.jp/microdata/

政府統計のポータルサイト

e-Stat（www.e-stat.go.jp）からもアクセス可能

利用可能な調査一覧

利用可能な統計調査（最終更新日：2019/6/7）

利用可能な統計調査（オンサイト利用）
（EXCEL：24KB）

利用可能な統計調査（磁気媒体による提供）
（EXCEL：48KB）

適正管理措置について

適正管理措置について（PDF：366KB）

No.	府県名	政府統計コード	調査統計調査名	提供年次	データ形式	今年度の追加提供予定	調査名	担当窓口	電話番号	調査URL
1	内閣府	00100402	企業行動に関するアンケート調査	平成22年度～平成30年度	csv形式	-	(独)統計センター オンサイト利用受付 相談窓口	oniste@nstac.go.jp	-	https://www.wsti.co.jp/uk.html
2	内閣府	00100105	青少年のインターネット利用実態調査	平成26年度～平成29年度	csv形式	-				https://www8.cao.go.jp/harm/chousa/net-jstat
3	総務省	00200356	通信利用動向調査	平成29年	手帳式形式 (区分切り)	-				http://www.soumu.go.jp/abics/statistics/05.htm
4	総務省	00200521	国勢調査	平成17年、22年、27年	手帳式形式 (固定表)	-				https://www.stat.go.jp/gayou.html#byousazik
5	総務省	00200522	住宅・土地統計調査	平成15年、20年、25年	CSV形式	-				https://www.stat.go.jp/2.html#mndash5
6	総務省	00200532	就業構造基本調査	平成19年、24年、29年	CSV形式	-				https://www.stat.go.jp/index.html
7	総務省	00200541	個人企業経済調査	(動向編) 平成26年1-3月～平成27年10-12月 (標準編) 平成26年、27年	CSV形式	-				https://www.stat.go.jp/html#mndash6
8	総務省	00200531	労働力調査	平成26年1月～平成29年12月	手帳式形式 (固定表)	-				https://www.stat.go.jp
9	総務省	00200543	科学技術研究調査	平成24年、27～29年	CSV形式	-	総務省 統計情報センター (オンサイト利用推進室)	oniste@soumu.go.jp (直通)	03-5273-1125	https://www.stat.go.jp/index.html
10	総務省	00200561	学計調査	平成26年1月～平成27年12月	CSV形式	-				https://www.stat.go.jp/html#mndash6
11	総務省	00200564	全国消費実態調査	平成21年、26年	手帳式形式 (固定表)	-				https://www.stat.go.jp/index.html

利用手続きの紹介

オンサイト利用

オンサイト利用までの一連の流れ、手続きについてはこちらから

磁気媒体による提供

調査票情報を磁気媒体で提供するまでの必要手続きはこちらから

成果の公表、利用実績の報告

作成した統計又は統計的研究の成果はこちらに公表されます。

管理番号	担当府県	調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称	提供した調査票情報の統計調査の名称	調査票情報を提供した年月日	調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属その他の当該者に関する事項	調査票情報の利用目的
11819001	富川 勇	富川 勇	企業活動基本調査	令和元年5月28日	学習院大学経済学部教授	科学技術研究費基盤研究(B)に採択された「建設財生産企業の生産性向上要因の研究」のための、民間企業の調査結果を利用して建設財を生産し、多角化を行っている企業がそらうでない企業よりも生産性が高いかどうかを分析、計量的な結果を利用することにより、生産性向上に対する政策の一環として実施された「大規模小売店の閉店が地域内購買活動にもえる影響に関する実証分析」の一環として、大規模小売店の閉店の影響について分析する基礎資料を得る。
11819002	伊藤孝之 富内悠平 武田航平	伊藤孝之 富内悠平 武田航平	商業統計調査 経済センサス・活動調査	令和元年5月10日	一橋大学経済学研究助教授 スタンフォード大学 アジアビジネス研究所 研究員 富内悠平 ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス 経済学部	大都市交通センサス調査を含む詳細かつ広域・長期の交通データを前提とする中で、交通ネットワークと交通行動の相互作用、時間的、空間的変化を伴ったアクティブユーザーの交通行動をモデルの構築を目的とし、科学研究費助成事業等手A（課題番号：18001012）の研究対象者を狙った自動の交通システムモデルの構築」の実施に活用する。
11919001	国土交通省 日下部 貴彦	日下部 貴彦	大都市交通センサス	令和元年6月6日	東京大学空間情報科学研究センター講師	大都市交通センサス調査を含む詳細かつ広域・長期の交通データを前提とする中で、交通ネットワークと交通行動の相互作用、時間的、空間的変化を伴ったアクティブユーザーの交通行動をモデルの構築を目的とし、科学研究費助成事業等手A（課題番号：18001012）の研究対象者を狙った自動の交通システムモデルの構築」の実施に活用する。
13019001	総務省 Man Yee Kan Ekaterina Herzig Kazuki Kawaihaku 白川 清美 田中 雅行 伊藤 孝之 中山 史野	Man Yee Kan Ekaterina Herzig Kazuki Kawaihaku 白川 清美 田中 雅行 伊藤 孝之 中山 史野	社会生活基本調査	令和元年6月14日	University of Oxford, Associate Professor in Sociology and Fellow of Lincoln College University of Oxford, University of Oxford, Research Fellow University of Oxford, University of Oxford, Research Fellow 一橋大学経済研究所 非常勤研究員 一橋大学経済研究所 准教授 一橋大学経済研究所 助教 一橋大学経済研究所事務部統計情報係	平成21年度共同利用・共同研究実施プロジェクト「Economic structures of gender inequalities in Japan」（代表者：Man Yee Kan）の一環として社会生活基本調査の調査票情報をサンワット様から提供し、近世技術の発展と、家事労働における日本の男女労働者の変化等の分析を実施し、国際比較を行う。
11919002	国土交通省 成田国際空港株式会社	成田国際空港株式会社	航空旅客動態調査	令和元年6月17日		成田空港の更なる機能強化に係る新機軸事業採択評価作業において、成田国際空港自衛隊施設及びC滑走路建設事業に係る新機軸事業採択評価の費用対効果分析が必要となるため。
11119001	総務省 藤本 淳一	藤本 淳一	労働力調査	令和元年6月28日	政策研究大学院大学政策研究科 准教授	「ライフサイクル上の雇用・失業と大消費市場に関する経済分析」の一環として、我が国の正規・非正規労働者の雇用・失業について分析する基礎資料を得る。

利用実績（法改正により公表義務）

マイクロデータ：オンサイトで利用可能な調査一覧

(令和2年1月現在)

(内閣府)

- ・企業行動に関するアンケート調査
- ・青少年のインターネット利用環境実態調査

(総務省)

- ・通信利用動向調査
- ・国勢調査
- ・住宅・土地統計調査
- ・就業構造基本調査
- ・個人企業経済調査
- ・労働力調査
- ・科学技術研究調査
- ・家計調査
- ・全国消費実態調査
- ・社会生活基本調査
- ・経済センサス-基礎調査
- ・経済センサス-活動調査
- ・家計消費状況調査
- ・サービス産業動向調査

(財務省)

- ・法人企業統計調査

(厚生労働省)

- ・賃金構造基本統計調査
- ・人口動態調査
- ・就労条件総合調査
- ・薬事工業生産動態統計調査
- ・医薬品・医療機器産業実態調査
- ・国民健康・栄養調査

(経済産業省)

- ・工業統計調査
- ・経済産業省企業活動基本調査
- ・外資系企業動向調査
- ・情報通信業基本調査
- ・経済産業省生産動態統計調査
- ・商業統計調査
- ・商業動態統計調査
- ・特定サービス産業動態統計調査
- ・特定サービス産業実態調査
- ・スポットLNG価格調査
- ・工場立地動向調査
- ・容器包装利用・製造等実態調査
- ・エネルギー消費統計調査
- ・経済センサス-活動調査
- ・石油製品需給動態統計調査
- ・ガス事業生産動態統計調査
- ・経済産業省特定業種石油等消費統計調査

(経済産業省 (続き))

- ・知的財産活動調査
- ・模倣被害実態調査
- ・中小企業実態基本調査
- ・海外事業活動基本調査
- ・海外現地法人四半期調査
- ・情報処理実態調査

(国土交通省)

- ・内航船舶輸送統計調査
- ・航空輸送統計調査
- ・自動車燃料消費量調査

(環境省)

- ・産業廃棄物排出・処理状況調査
- ・環境にやさしい企業行動調査
- ・水質汚濁物質排出量総合調査
- ・環境経済観測調査
- ・食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査
- ・家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 試験調査
- ・家庭部門のCO2排出実態統計調査

7府省 56調査

公的統計の整備に関する基本的な計画

第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

4 ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進

(略) 調査票情報等の提供及び活用を推進するため、オンサイト利用について、利用拠点や利用可能なデータの段階的拡充に取り組むとともに、提供及び活用に関するワンストップサービス（一元的な申出受付・提供等）の構築を図る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 統計の利活用促進・環境改善 (1) 調査票情報等の提供及び活用の推進	○調査票情報の提供についてオンサイト利用を中心とした利用形態への移行を視野に、独立行政法人統計センターと協力し、オンサイト利用の全国的な展開に向け、 利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図る とともに、これらの取組状況を踏まえて調査票情報等の利用形態の在り方について検討する。加えて、利用可能な行政記録情報について、統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤について整備を進める。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○総務省におけるオンサイト利用の運用状況を踏まえつつ、所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を進めるなど、オンサイト利用の推進に向けた取組を行う。	各府省、総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。

統計委第3号
令和元年6月27日

総務大臣
石田真敏殿

統計委員会委員長
西村清彦

公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）

昨年末に明らかとなった毎月勤労統計における不適切事案を発端として公的統計に対する国民の信頼は大きく損なわれた。ここ数年来、政府において経済統計を中心とする抜本的な改革が進められている途上で、このような事態が生じたことは誠に遺憾である。

統計委員会は、統計作成機関が講ずべき措置を第一次再発防止策として、以下のとおり取りまとめたので、総務大臣におかれ、速やかに実行に移

<統計の利活用の促進>

- 利活用の拡大は、統計の改善を促すとともに結果数値等の誤り発見の観点からも有効であることから、外部ニーズの把握等を進め、適切な利活用を促進する。政府内利用については、下記Ⅱ「2. 統計作成プロセスの適正化」で整備する「利活用リスト」を活用して、調査事項や公表時期の変更を予定する際にはあらかじめ連絡することとする。
- 統計法等の一部改正法（平成30年法律第34号。令和元年5月1日施行）により、調査票情報の2次利用の範囲が拡大されたことを踏まえ、調査票情報の利用を一層促進する。このため、大学や行政機関等にセキュリティーを確保したオンサイト施設の設置を促進するとともに、3年以内に、原則として、全ての基幹統計及びニーズの高い一般統計の調査票情報をオンサイト施設で提供できるようにする。

オンサイト利用における運用方針

調査票情報の提供形式

- ◆テキスト形式やCSV形式（一部、Excelファイル）

データ利用期間

- ◆利用期間は必要最小限の期間（原則1年以内）
- ◆原則、1度に限り延長申請可能

施設利用時間

- ◆システムは24時間利用可
- ◆オンサイト施設の利用時間は、オンサイト施設管理者が決定

オンサイト施設の予約

- ◆オンサイト施設の予約は、施設側で管理
- ◆利用者はオンサイト施設に直接予約

監視カメラの運用

- ◆オンサイト施設で、監視及び録画
- ◆統計データ利活用センターからも監視カメラ映像にアクセス

オンサイト施設の設備

- ◆SINET（専用のVLAN）に接続
- ◆利用者用PCは3台まで
- ◆監視カメラ、録画・監視装置を設置

仮想PCの運用

- ◆作業領域100GB、DB領域200GBを用意
- ◆作業領域は、毎日バックアップ保存
- ◆認証方法は、ID及びパスワードによる
- ◆ID等は、申請者、共同研究者のそれぞれに用意

利用できるソフトウェア

- ◆R（R Studio 含む）
 - ◆SAS University Edition
 - ◆python
 - ◆Excel
- （令和2年3月現在）

ソフトウェアの持込み

- ◆大学として持込み可
- ◆利用者による持込み可
- ◆持込みのために必要なライセンス許可は持込み者がソフトウェア業者と交渉
- ◆持込みに係る費用は、すべて持込み者の負担

データの持込み

- ◆利用者からのデータの持込みについては、簡単な書類審査とウイルスチェックを実施
- ◆プログラムソースコードについても同様

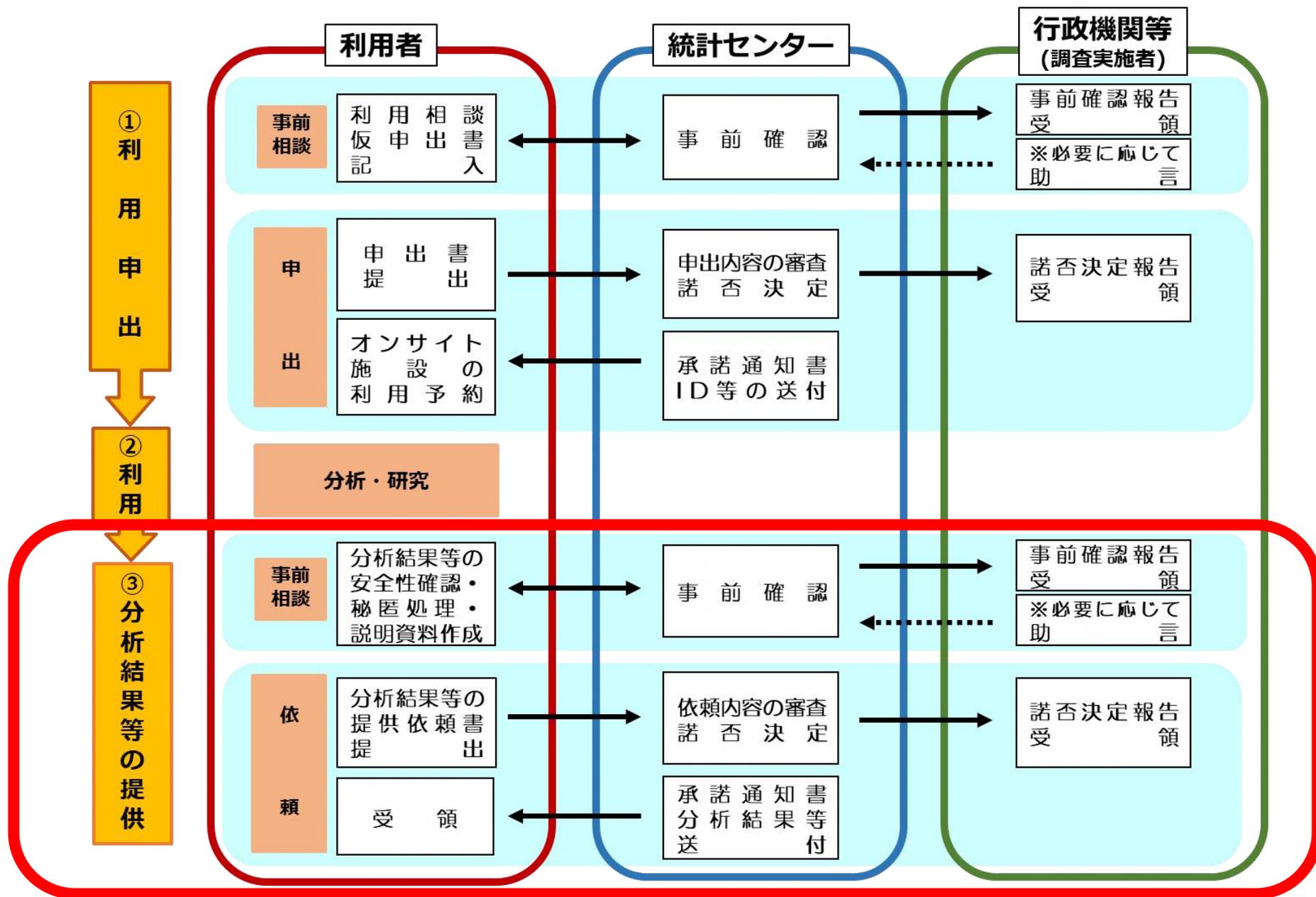
分析結果の持出し

- ◆分析結果は、統計センターによる秘匿性の確保等を審査した上、持出し可
- ◆プログラムソースコードの持出し可

大学の経費負担

- ◆施設の設備経費
- ◆SINETの回線料
- ◆仮想PCカスタム経費（ソフト持込み）

オンサイト利用の流れ



オンサイト利用：分析結果等の提供に際してのチェックについて

表1 標準的なチェック内容

分析結果等の種類 ^{*1}		チェック内容 ^{*2}	申出者が提示する情報 ^{*3}
一 統計表	1. 度数表、度数の構成比表	①【度数】各セルが1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと（加重なし ^{*3} ）	①【度数】各セルの度数（加重なし ^{*3} ）
		② ^{*6} 【度数】行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと（加重なし ^{*3} ）	② ^{*6} 【度数】各セルの構成比（行計及び列計に占める割合）（加重なし ^{*3} ）
		③ ^{*6} 【度数】行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと（加重あり ^{*4} ）	③ ^{*6} 【度数】各セルの構成比（行計及び列計に占める割合）（加重あり ^{*4} ）
2.1 数量表(総和)		①【度数】各セルが1以上10未満	①【度数】各セルの度数
7. 線形回帰係数、非線形回帰係数		①【自由度】残差の自由度が10以上であること ②【データ】一つの調査客体のみに関するデータから作成していないこと（例：一つの調査客体のみに関する時系列データから作成していない）	①【自由度】残差の自由度 ②【データ】目的変数及び説明変数の説明資料

オンサイト利用：分析結果等の提供に際してのチェックについて

表2 統計表における秘匿措置

秘匿方法	秘匿措置	
1. 集計区分の変更	各セルに集計される区分を変更して再度集計を行い、表1の内容を満たすようにすること。 集計区分の変更方法には、既存の区分の分割、他の区分と統合、新たな区分の設定がある。	
2. 集計対象の変更	集計対象の範囲を拡大又は縮小して再度集計を行い、表1の内容を満たすようにすること。 (例：集計対象が、あるグループXに属する調査客体のみから作成した統計表の場合、 ①グループYに属する調査客体を集計対象に加えて新たな統計表を作成する(拡大)。 ②グループXに属する調査客体のうち、他の調査客体から大きく外れた値を持つ調査客体などを除外して新たな統計表を作成する(縮小)。)	
3. セルの値を秘匿	秘匿措置	申出者が提示する情報*7
	以下の一次秘匿、二次秘匿、秘匿イン	

手数料について（※33条1号・2号の場合はこれまで同様無料）

法第33条の2第1項に該当する申出の場合、以下の事務に係る作業手数料が発生しますので、「[利用要件](#)」と併せてご確認ください。

事務	事務内容	料金
申出処理事務	手数料の受領、アカウント情報の通知、承諾通知書の発行、関係者とのやり取りなどの基本事務	事務に要する時間を基に算出（統計法施行令により1時間あたり4,400円）
調査票情報処理事務※	オンサイトシステムを使用するための環境整備、利用アカウントの作成、調査票情報のオンサイト環境へのコピー作業等	
審査事務※	申出者が作成した統計等について個人又は法人等の秘匿が適切に確保されているか確認	

※調査票情報処理事務、審査事務については申出内容に応じて料金が算出されます。

詳細は「[オンサイト窓口](#)」にお問い合わせください。

（ onsite@nstac.go.jp ）

作業手数料の事例（利用者1名、利用する調査票は1調査1年次分、持込データ等なし）

(1) 結果表の提供を希望する場合

（例：9セル×10セルを5表の提供審査を要望）

事務	事務時間	補足
申出処理事務	(一律) 10分	アカウント情報の通知などの事務
調査票情報処理事務	75分	基本環境整備30分(一律) + 利用者別の環境の整備30分×利用者数(1) + 調査票情報の複写15分×調査・年次数(1) + その他(持込データ数などにより算定=なし)
審査事務	225分	1表当たり30分×5表 + 1セル当たり10秒×450セル
合計	310分 (22,733円)	統計法施行令により1時間当たり4,400円(1円未満切捨て)

(2) モデル式による分析結果の提供を希望する場合

（例：モデル式分析結果10の提供審査を要望）

事務	事務時間	補足
申出処理事務	(一律) 10分	アカウント情報の通知などの事務
調査票情報処理事務	75分	基本環境整備30分(一律) + 利用者別の環境の整備30分×利用者数(1) + 調査票情報の複写15分×調査・年次数(1) + その他(持込データ数などにより算定=なし)
審査事務	300分	モデル式分析結果1つ当たり30分×10結果
合計	385分 (28,233円)	統計法施行令により1時間当たり4,400円(1円未満切捨て)

オンサイト利用：申請イメージ

① 調査研究の名称

「〇〇に関する研究」など調査研究の名称を記載してください。

〇〇の就業状況に関する研究

② 調査研究の必要性

調査研究の必要性や意義、当該調査研究の有用性を説明する内容を記載してください。

記載例) 1990年代のバブル崩壊後、我が国では、パート・アルバイトや派遣社員の増加に見られるように就業形態の非正規化が進行している。特に、若年層においては非正規の就業者とともに無業者も増大しており、これら若年層に対する雇用対策は喫緊の課題となっている。若年層の就業状況は、若年者がおかれた社会経済的環境によって多様な様相を呈していることから、調査票情報を用いて実証的に把握することが必要である。よって、本研究では、若年労働市場に焦点を当て、③に示すような実証分析を行う。

②～④の内容は、研究計画調書等の抜粋などではなく、研究計画調書の内容に基づいて、研究目的を達成するために、調査票情報をどのように利用して統計等を作成するか具体的に記入、利用スケジュールを記載してください。

③ 調査研究の内容、調査票情報を利用する手法及び調査票情報を利用して作成する統計等の内容

調査研究の具体的な内容、調査票情報を利用する方法及び作成する統計表の集計様式や分析出力の様式等（主たる様式で可。様式等の作成が困難な場合、具体的な分析手法等で可）について記載してください。

記載例) 本研究では、若年層の雇用状況と就業形態の動向を明らかにし、若年の就業における将来的な方向性を見出すため、次のような実証分析を行う。

【分析1】社会経済的属性によって、若年層の類型化を行うことにより、若年層の雇用状況と就業形態に関する基本的な特徴を洞察する。

【分析2】性別、年齢、学歴といった個人の社会的属性や、継続就業年数や従業者規模等の就業に関する属性を説明変数とした回帰分析を試みることにより、若年者の就業行動に影響を及ぼす社会経済的要因を明らかにする。

具体的な分析手法などについては別添のとおり。（別添は記入例のため省略）

④ 調査研究の実施期間及び調査票情報の利用期間

調査研究の研究スケジュール（当該調査研究の中で、実際に調査票情報を利用する期間、結果取りまとめ、公表時期等）及び調査票情報等の利用を終了する時期を記載してください。

記載例) 統計表等の作成 2019年6月～2019年10月
 集計結果の分析と研究会資料の作成 2019年8月～2019年12月
 統計表などの再検討及び作成 2019年12月～2020年3月(調査票情報利用終了)
 投稿論文の執筆・研究成果のとりまとめ 2020年2月～2020年3月

「5 利用希望期間」と矛盾がないように記載してください。

⑤ 補助に係る内容

公的機関等による競争的資金（科学研究費助成事業（科研費）、厚生労働科学研究費補助金等）の内容を記載し、申請書類と、採択通知書を添付してください。

記載例) 日本学術振興会、基盤研究(B)における「〇〇の就業状況に関する研究」（研究代表者：統計 太郎）に採択された研究である。
 詳細は、研究計画書及び採択通知書を参照。

(iii) 規則第11条第1項第3号の場合（特別の事由）

① 政策の企画、立案、実施若しくは評価に有用である旨及びその内容又は法第33条第1項第2号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由がある旨及びその内容
 行政機関の長又は地方公共団体の長その他執行機関が相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認めるもの場合、その内容を記載してください。また、その事由を示す文書を添付してください。

(3) 成果の公表方法

	名称等	予定時期
<input checked="" type="checkbox"/>	論文 XX研究	2020年 3月
<input type="checkbox"/>	報告書	年 月
<input checked="" type="checkbox"/>	学会・研究会 2019年度年研究集会	2019年 12月
<input type="checkbox"/>	学会誌等 2020 XXXX International Conf.	2020年 6月
<input checked="" type="checkbox"/>	その他 ○〇大学ホームページにプロジェクト成果を公開	2020年 3月

※ 予定しているもの全ての口をチェックし、具体的な内容を記載する。

(備考)

公表できないなどの理由がある場合記載をしてください。

3 主に利用するオンサイト施設及び適正管理措置の内容

(主に利用するオンサイト施設)

〇〇大学オンサイト施設
 ××大学オンサイト施設

(適正管理措置の内容)

(ア)組織的管理措置の内容（公的機関、法人等のみ記載）

(イ)人的管理措置の内容（公的機関、法人等のみ記載）

手引の適正管理措置の内容を満たすことがわかるように、具体的な内容の記載をしてください。

(ウ)その他の管理措置の内容

〇〇大学個人情報管理規則（別添1）、〇〇大学情報セキュリティポリシー（別添2）に基づき、適正管理の運用評価、改善の実施、監査の実施及び漏えい等事故発生時における対応を実施する。アンケート調査等の個人情報を用いた研究者の研究実績については別添を参照。これに加え調査票情報を取り扱う権限及び責務並びに業務について「調査票情報に係る管理簿」に記載どおり実施する。（別添1及び別添2は記載例のため省略）

6 調査票情報の提供に要する時間

21 時間 8 分 40 秒 ※(1)と(2)の合計

(1) オンサイト利用までに要する事務時間

3 時間 27 分 ※①と②の合計

① 申出処理事務

合計
27 分

② アカウント作成、調査票情報の複写等に係る調査票情報処理事務

合計
180 分
基本環境作成
30 分
ユーザーアカウント作成
120 分 = 30 分 × 4 ユーザ
調査票情報の複写
30 分 = 15 分 × 2 ファイル

「4 調査票情報を取り扱う者」と同じ人数を記載してください。

(2) オンサイト利用中に発生する事務時間

※ 利用期間中に依頼する予定の事務について事前に利用相談し、事務時間を記載すること

17 時間 41 分 40 秒

利用相談シートに記載し、受付窓口と相談して時間を記載してください。

記載の時間を超過する事務を依頼する場合は、事前に記載事項変更で時間を更新する必要があります。また、記載の時間に相当する手数料の納付が必要となりますが、利用期間終了時に残時間が発生しても差額は返還されません。

備考

- 記載内容が多くなる場合には、必要別添○参照」の旨を記載するとともに、えありません。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4

利用相談シート

(記入例)

分析結果等の提供依頼予定の分量

- ① 持ち込む外部データ
持ち込むソフトウェアのインストール済みソフトは、ポータルサイトを参照してください。

STATA 15

ソフトウェア以外の外部データの持ち込み予定回数 (2) 回

② 持出す成果物の分量

(i) 統計表 総数	総セル数
8	250

(ii) 回帰モデル 回帰モデル式数	回帰モデル結果数
2	5

(iii) 分析プログラム・操作ログ等 提供依頼回数
1

③ 利用者の追加 新規作成アカウント数

--

原則として「利用者数＝アカウント総数」とする必要があるため、利用者を追加する予定がある場合に記載してください。ただし、利用者の変更等で「利用者数≦アカウント総数」となる場合は、この欄の記載は不要です。

④ 追加する調査票情報の分量

名称	年次

調査票情報を追加する場合記載してください。

利用相談シートの記載に当たって

- 記載した成果物の分量及び持ち込む外部データの分量が、本相談シートに記載された分量を超過する場合、事前に記載事項変更で、「6 調査票情報の提供に要する時間」を変更する必要があります。
 - 記載事項変更が承諾されるまでには、手続に一定の時間が必要となります。
 - 記載された分量によっては、どのような統計表等を持ち出すか確認させていただく場合があります。
- これらの点を留意の上で、分量の記載をお願いいたします。

(参考) アカデミアにおけるネットワーク

トップページ

コンソーシアム概要

オンサイトネットワーク

活動予定・報告

お問い合わせ

公的統計マイクロデータ 研究コンソーシアム

～公的統計マイクロデータの利活用推進に向けて～



「公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム」は、我が国における公的統計マイクロデータの研究利用（二次利用）を促進するために、関係機関が一体となり、取り組むことを目的とし設立するものです。

お知らせ



「公的統計マイクロデータ研究コンソーシアムシンポジウム2018」を開催します

詳細、および、ご参加申込は[こちら](#)から。



コンソーシアム個人会員の募集を開始しました

詳細、および、ご入会申込方法は[こちら](#)をご覧ください。



コンソーシアム概要
OVERVIEW



活動予定/報告
SCHEDULE/REPORT



お問い合わせ
CONTACT

公的統計マイクロデータ
研究コンソーシアム事務局

〒100-8562